

## 「住居確保給付金」のご案内

### 住居を失うおそれのある人へ家賃を支給します

離職や収入の減少のため経済的に困窮し、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金」を支給し、安定した住居の確保と就労への支援を行います。

#### 1 支給対象者

- (1) 申請日において、「離職・廃業後2年以内の人」または「休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人」
- (2) 離職時に、主たる生計維持者であった人
- (3) ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。（ただし、休業等の者を除く。）
- (4) 国の雇用施策による給付や自治体等が実施する類似の給付等を受けていないこと。（ただし、職業訓練受講給付金との併給は可能。）
- (5) 申請者及び世帯員が暴力団員でないこと。

#### 2 支給要件

##### (1) 収入

申請月における申請者及び世帯員の収入の合計額が収入基準額以下であること。

【収入基準額】

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
基準額（月額）	8.1万円	12.4万円	15.9万円	19.7万円	23.5万円
加算額	+家賃額（上限…裏面「支給額」表のとおり）				

##### (2) 資産

申請日において、申請者及び世帯員の預貯金の合計額が基準額以下であること。

【基準額】

申請区分	支給月数	世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
申請・延長・再延長	1～9か月	48.6万円	74.4万円	95.4万円	100万円

##### (3) 求職活動

申請区分 (支給月数)	状態	求職活動	申請時の 公共職業 安定所へ の求職申 込み	必要とされる求職活動要件		
				自立相談支援 機関との面接 等 (月1回以上)	企業等への 応募・面談 の実施 (週1回以上)	ハローワーク 等における職 業相談等 (月2回以上)
申請・延長 ・再延長	離職 廃業	常用就職（※1） を目指す就職活動 を行う	必須	必須	必須	必須
1～9か月	休業等	誠実かつ熱心に 求職活動を行う	任意		任意	任意

※1 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職

### 3 支給額

申請者が居住する住居の「家賃額」を支給（下表の上限額あり）

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
上限額 (月額)	37,000円	44,000円	48,100円	52,000円	58,000円

※収入額が基準額を超える場合は、以下の額を支給します。（上表の上限額あり）

支給額 = 実際の家賃額 - (収入額 - 基準額)

### 4 支給期間

原則として3か月

（受給が終了していても、再度、要件に該当する場合は、3か月間の再支給が可能）

※収入額を毎月確認させていただき、収入基準額を超えた場合は支給中止となります。

### 5 支給方法

市から賃貸住宅の貸主（大家）の口座へ直接振り込みをします。

### 6 申請に必要なもの

No	書類等	内容
(1)	市が配付する申請書等	①住居確保給付金申請書 ②住居確保給付金申請時確認書 ③入居住宅に関する通知書
(2)	本人確認に関する書類	運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等のうちいずれか
(3)	離職に関する書類	①離職・廃業 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類（離職票、源泉徴収票、退職証明書、雇用保険者証、給与の振込みが終了した通帳、廃業届など） ②休業等（収入減少） 申請日において本人の責任や都合によらず収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にあることを確認できる書類（勤務日数や時間が減少したことがわかる書類など）
(4)	収入に関する書類	申請月における世帯全員の収入が確認できる書類（賃金明細書、報酬明細書、振込み通帳等） （世帯全員の直近3か月分をお持ちください）
(5)	預貯金に関する書類	申請者及び世帯員の預金通帳 （通帳を直近まで記帳してお持ちください）
(6)	求職活動に関する書類	ハローワークから付与された求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称、申込み日時の記載が必要（休業等を除く）
(7)	賃貸借契約書	家賃、共益費等の内訳が確認できるもの

#### 【問い合わせ先】

安城市役所 社会福祉課 福祉相談係（北庁舎1階）

〒446-8501 安城市桜町18番23号 TEL：0566-71-2245

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始は除く）